

過去の検査結果からの要確認検査項目

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (毎1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	※2
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	1	
21	塩素酸	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	4	
26	臭素酸	○	○	○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○	○	○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	※2
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※3
42	ジオオキシベンゼン	○	○	○	○	○	1	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※3
45	フェノール類	○	○	○	○	○	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○	○	○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						0	
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						0	
56	クリプトスポリウム等						0	レベル1のため、指標菌及び原虫は検査を実施しない。
57	水質管理目標設定項目						1	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]

[illegible]

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	原水全項目 (年1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12		
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	1		
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1		
10	シアン化合物及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※2	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	1		
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	1		
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	1		
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	1		
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	1		
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	1		
21	塩素酸	○	○	○	○	○	4		消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	4		
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	4		
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4		
25	ジブromジクロロメタン	○	○	○	○	○	4		
26	臭素酸	○	○	○	○	○	4		
27	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	4		
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4		
29	ブromジクロロメタン	○	○	○	○	○	4		
30	ブromホルム	○	○	○	○	○	4		
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	4		
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2	
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	※3	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1		
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	1	※4	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	1		
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※3	
45	フェノール類	○	○	○	○	○	1		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
47	pH値	○	○	○	○	○	12		
48	味	○	○	○	○	○	12		
49	臭気	○	○	○	○	○	12		
50	色度	○	○	○	○	○	12		
51	濁度	○	○	○	○	○	12		
52	電気伝導率			○	○	○	12		
53	残留塩素			○	○	○	12		
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						0		
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						0		
56	クリプトスポリウム等						0	レベル1のため、指標菌及び原虫は検査を実施しない。	
57	水質管理目標設定項目						0		
58	浄水処理等関連項目						0		
59	原水放射能検査						0		
60	ゴルフ場使用農薬類						0		

[illegible]